

(写)

参考資料 1

7水大第454号

令和7年7月11日

愛知県環境審議会

会長 榊原 秀訓 様

愛知県知事 大村 秀章



生活環境の保全に関する水質環境基準の水域類型の指定の見直しについて

(諮問)

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第21条第1項の規定に基づき、下記の事項について、貴審議会の意見を求める。

記

三河湾における全窒素及び全りんの水質環境基準の水域類型の指定の見直し

担当 環境局環境政策部水大気環境課

調整・計画グループ

電話 052-954-6221 (ダイヤルイン)

説明

環境基本法（平成5年法律第91号）に基づく水質汚濁に係る環境基準のうち、生活環境の保全に関する環境基準については、「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号。以下「環境庁告示」という。）により、水域の利用目的等に応じて水域類型の指定を行うこととされており、この水域類型の指定は、水域の利用の態様の変化等事情の変更に伴い適宜改定することとされています。

生活環境の保全に関する環境基準のうち、全窒素及び全りんについては、海域の富栄養化の原因物質として、平成7年10月に三河湾の3水域において水域類型を指定しています。

近年、三河湾に流入する陸域からの汚濁負荷量は着実に減少してきましたが、一方で、海域の栄養塩類（窒素・りん）濃度の低下による水産資源（ノリ・アサリ等）への影響を懸念する声があり、利用の態様の変化が認められるとともに、漁業関係者からは水域類型の指定の見直しを要望されています。

このような状況の中、令和7年2月に環境庁告示及び「環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準」（平成13年5月31日付け環水企第92号）の一部が改正され、地域のニーズや実情に応じて適時適切な指定の見直しを行うことが可能となりました。

このため、地域のニーズや実情を踏まえた、三河湾における全窒素及び全りんの水質環境基準の水域類型の指定の見直しについて、貴審議会の意見を求めるものです。

令和7年7月17日

愛知県環境審議会

水質・地盤環境部会長 井上 隆信 様

愛知県環境審議会

会長 榊原 秀訓



諮問事項「生活環境の保全に関する水質環境基準の水域類型の指定の見直しについて」の付託について（通知）

令和7年7月11日付け7水大第454号で知事から諮問がありましたのことについて、貴部会に付託しますので、専門的立場からの調査審議をお願いします。

担当 愛知県環境審議会事務局

（愛知県環境局環境政策部

環境政策課企画・広報・法規グループ）

電話 052-954-6210（ダイヤルイン）